

別冊

〔議案第18号 寝屋川市社会教育推進計画の策定について〕

寝屋川市社会教育推進計画（案）

**令和3～9年度
(2021～2027)**

寝屋川市教育委員会

目次

I 計画について

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ・期間	1

II 計画理念と施策体系

(1) 計画理念	2
(2) 施策体系	3

III 寝屋川市の社会教育推進施策

(1) あらたな地域コミュニティの環境づくり	4
(2) 生涯学習活動による学びのための環境づくり	10
(3) 文化に愛着をもたらす環境づくり	16
(4) 心身を育むための環境づくり	20

■ 資料編

(1) 社会教育施設の概況	25
(2) 用語解説	28
(3) 社会教育委員名簿	33
(4) 社会教育推進計画策定経過	34
(5) 社会教育委員関係団体の現状と課題	35

| 計画について

(1) 計画策定の趣旨

寝屋川市では、「寝屋川市みんなのまち基本条例」⁽¹⁾の市民がまちづくりの主役であるという基本理念に基づき、本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまちづくり」を強力に推進していくため、まちづくり及び市政運営の指針となる「第六次寝屋川市総合計画」を策定しています。

社会教育の分野におきましても、平成27年度に「寝屋川市社会教育推進計画」を策定し、学習機会の提供、家庭教育の推進、地域の人材育成、学校と地域、関係団体との連携・協働を推進する体制づくりなど、生涯学習社会の実現を目指した社会教育施策を推進してきました。

しかし近年、全国的に社会問題となっている人口減少や少子高齢化の進行によるライフスタイルの変容、それに伴う個人の価値観の多様化、また、急速な勢いで進展する情報化社会等により、社会教育施策の在り方も大きく変わりつつあります。

このような状況を踏まえ、多様化する市民のニーズに応じた、市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学べる環境や情報提供の充実を図り、市民一人一人が地域コミュニティづくりへの意識やくらしの質を高め、地域で生き生きと楽しく暮らしていくことを目指すため、市民が社会教育に求めているものは何かについて課題を整理し、新たな社会教育の在り方を創造していかなければなりません。

この計画は、以上のような経過を踏まえ、今後の社会教育施策の方向性を示し、具体的な進捗を図るために策定しました。

(2) 計画の位置付け・期間

この計画は、本市の全ての行政運営の指針である「第六次寝屋川市総合計画（令和3年3月策定）」を上位計画とします。「第六次寝屋川市総合計画」は、初年度を令和3年度（2021年度）、目標年度を令和9年度（2027年度）とし、計画期間を7年としていることから、この計画期間も令和3年度から令和9年度までの7年とします。

II 計画理念と施策体系

(1) 計画理念

社会教育とは、社会教育法⁽²⁾（第二条）において、「学校教育法⁽³⁾又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されています。

生涯学習とは、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられ、学校や場を選ばず全ての学習及び教育を対象としており、学校教育や社会教育といった区別が無いものです。

そのような中で、社会教育が取り組むべきことは、市民が生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学ぶことができる社会を実現するための環境を整備し、また、市民が学習によって得た成果をいかし、地域コミュニティの抱える課題を克服するための人材育成や人とのつながりを育む施策を実施することです。

社会教育によって育まれた人材が地域協働推進の原動力となり、活力あふれる地域社会実現に貢献することが望されます。

寝屋川市は、人とのつながりを育み、生涯にわたって自分らしく生きがいを持って、心豊かに生活ができるよう、また、市民が学んだ成果を地域に還元し、地域コミュニティの活性化を推進することが社会教育の未来像であると考え、『人とのつながりを育む 学びのための環境づくり』を基本理念に「あらたな地域コミュニティの環境づくり」「生涯学習活動による学びのための環境づくり」「文化に愛着をもたらす環境づくり」「心身を育むための環境づくり」を4つの柱とし、行政、社会教育関係団体、地域との連携・協働による地域コミュニティの形成を軸として、未来を見据え、市民の心を豊かにする取組を展開していきます。

(2) 施策体系

[基本理念]

人とのつながりを育む

学びのための環境づくり

(1) あらたな地域コミュニティの環境づくり

1 地域教育の活性化

- ① 地域ネットワークづくり
- ② 子どもを育てる地域づくり
- ③ 家庭教育力づくり

2 青少年の健全育成

- ① 青少年リーダーづくり
- ② 青少年健全育成団体との体制づくり

(2) 生涯学習活動による学びのための環境づくり

1 学習活動の充実

- ① 学習活動のための環境づくり
- ② 学習機会を充実する体制づくり

2 読書環境の充実

- ① 読書活動のための環境づくり
- ② 読書活動の推進
- ③ 子ども読書活動の推進

(3) 文化に愛着をもたらす環境づくり

1 文化振興の推進

- ① 文化振興のための環境づくり
- ② 文化振興の機会を充実する体制づくり

2 文化財の保護・継承と活用

- ① 文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり

(4) 心身を育むための環境づくり

1 スポーツ活動の充実

- ① 生涯スポーツの推進
- ② 競技スポーツの振興

2 スポーツ活動のための環境づくり

- ① 施設の整備・充実
- ② スポーツ団体との体制づくり

III 寝屋川市の社会教育推進施策

(1) あらたな地域コミュニティの環境づくり

1 地域教育の活性化

- ① 地域ネットワークづくり
- ② 子どもを育てる地域づくり
- ③ 家庭教育力づくり

2 青少年の健全育成

- ① 青少年リーダーづくり
- ② 青少年健全育成団体との体制づくり

1 地域教育の活性化

① 地域ネットワークづくり

<現状>

人口減少・少子高齢化に伴い、地域における人間関係の希薄化が懸念されている中、学校・家庭・地域が連携し、地域の活性化を図ると共に、子どもの健全育成に向けた体験活動等の取り組みを促進し、豊かな人間性を育むことを目的に大阪府教育委員会と連携し、国の補助事業を活用して中学校区ごとに平成12年度に地域教育協議会⁽⁴⁾を立ち上げました。

この地域教育協議会を核として地域・学校・家庭の協働による学校の支援、青少年の健全育成、地域コミュニティ活動などに取り組んでいます。

また、平成23年度から市内全中学校区の地域教育協議会の代表が参画する「寝屋川市地域教育協議会」⁽⁵⁾を設立し、各中学校区単位での取組の情報提供や交流を図り、地域教育コミュニティ活動の充実を図っています。

さらに、平成27年度からは、市内全小学校区で「地域協働協議会」⁽⁶⁾が設立され、地域活動を進める上で、自治会、PTA、青少年指導員会⁽⁷⁾などの団体が中心となり、特色ある取組を進め、より強固な地域ネットワークの構築を目指しています。

<課題>

- ◇ P T A、青少年指導員会などの地域団体の活性化
- ◇ 地域を支える人材の発掘・養成
- ◇ 地域教育協議会事業と学校支援地域本部事業⁽⁷⁾の整理
- ◇ 地域ネットワーク構築への支援

<方向性>

- ☆ P T A、青少年指導員会などの地域団体が行う、様々な活動への参加者数の増加に向けた効果的な情報発信等に取組みます。
- ☆ 人口減少社会における地域人材確保及び活動活性化策を検討します。
- ☆ 地域教育協議会事業と学校支援本部事業⁽⁸⁾の事業統合を進めます。
- ☆ 地域協働協議会へ移行可能な事務事業を検討し、地域教育コミュニティ組織として実施すべき事業を推進します。

1 地域教育の活性化

② 子どもを育てる地域づくり

＜現状＞

子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、全小学校区で結成されている「子どもの安全見守り隊」⁽⁹⁾による登下校時の見守り活動や地域パトロールカーによる巡回パトロールなどを実施し、また、子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれそうになった時に、子どもたちが助けを求めることのできる家庭や民間企業等に「子ども110番」の旗を掲げてもらうなど、子どもにとっての安心・安全な地域づくりを推進しています。

子どもの生活環境は、保護者の就労、ひとり親家庭の増加など多様化しています。本市としては放課後児童対策として、平成27年度より放課後子ども総合プラン⁽¹⁰⁾の施行に伴い、市の実情に応じて、留守家庭児童会⁽¹¹⁾及び放課後子供教室⁽¹²⁾の事業を効率的に実施し、子どもが伸び伸びと育つ安心で安全な環境整備を図っています。留守家庭児童会については、平成30年度から土曜開所を実施、令和2年度から長期休業期間中の児童の受け入れ開始時間を早める施策を実施しています。

また、自治会、PTA、青少年指導員会などの団体が主体的に各種イベント等の開催、あいさつ運動や清掃活動、校区パトロール活動を実施するとともに、地域住民に対する子育て講演会も開催しています。

＜課題＞

- ◇ 子どもを守る安全・安心な環境整備
- ◇ 子どもの健全育成を図るサポート体制の支援

＜方向性＞

- ☆ 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちにとって、安全・安心な環境整備を推進します。
- ☆ 放課後の安全・安心な子供の居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を地域とともに推進します。

1 地域教育の活性化

③ 家庭教育力づくり

＜現状＞

核家族化や地域から孤立しがちな家庭が増え、その結果、身近に子育てを学ぶ機会が減り、子どもとの関わり等に不安や悩みを抱える家庭が増加しています。そのような中、子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や、交流・仲間づくりを目的にした、家庭教育学級事業を行っています。

家庭教育力を向上させるため、子どもに関わる全ての大人たちが、学校・家庭・地域における子育ての充実と社会全体の支援のあり方や子どもたちの健やかな成長を願う機会として、家庭教育推進の取組み報告や有識者による講演会を開催し、子育てに関する情報提供を行っています。

また、子育てに不安や悩みを抱える家庭や孤立しがちな家庭において、家庭教育サポーター⁽¹³⁾を派遣し、小学校と連携した家庭訪問や相談活動を実施することにより、子ども・保護者・学校との良好な関係を築き、家庭環境の健全化、ひいては青少年の健全育成につながる取組を目指しています。そのため、地域で家庭教育を支援する人材の育成、確保に努めています。

＜課題＞

- ◇ 子どもの年齢や状況に応じた親への学習機会の提供
- ◇ 家庭教育支援者の発掘・養成及び資質向上
- ◇ 孤立化する家庭への支援体制の構築

＜方向性＞

- ☆ 市民ニーズに応じた家庭教育に関する各講座や研修会等の内容を検討します。
- ☆ 家庭教育支援連絡会⁽¹⁴⁾の更なる機能向上を図り、家庭の支援に努めます。
- ☆ 家庭教育サポーターへの研修や意見交流の場の機会を充実させ、更なる資質の向上を図ります。
- ☆ 家庭教育サポーターが家庭訪問や相談活動をする中で、家庭教育に関して専門的な知識を要する専門家に相談できる支援体制を強化します。
- ☆ 家庭教育サポートチーム派遣事業の充実を図り、家庭教育力向上事業への地域団体等の参画促進及び連携強化を進めます。

2 青少年の健全育成

① 青少年リーダーづくり

<現状>

スマートフォン等の普及に代表される I C T が社会に急激に浸透する中、青少年が直接コミュニケーションを図る機会が激減し、人と人とのつながりの希薄化が指摘されています。青少年を取り巻く環境も年々変化していることから、本市においては次代を担う青少年の健全育成事業として、青少年リーダーを養成するために、小学生・中高生・ユースと年齢ごとにプログラムを展開し、さらに異年齢交流を進める中で「人の輪・青少年のネットワーク」が生まれることを目的に市内及び近隣の大学や高校と連携し、「青年祭」⁽¹⁵⁾を開催しています。また、平成 24 年度から池の里市民交流センター内に青少年の居場所「スマイル」⁽¹⁶⁾、平成 28 年度からこどもセンター内に青少年の居場所「ハピネス」⁽¹⁶⁾を開設し、コミュニケーションを図る場として拠点整備を進めています。他にも、青少年が自ら創造する成人式にも実行委員として参画しています。

青少年が養成事業・交流事業・居場所づくり事業に参画することで、コミュニティの醸成が図られつつあり、今後は青少年リーダーの組織化を果たし、地域コミュニティの担い手になることを目指します。

<課題>

- ◇ 地域活性化に不可欠な人材となる青少年の健全育成
- ◇ 青少年活動推進のための拠点の活性化
- ◇ 孤立している青少年への支援体制の確立
- ◇ 青少年リーダーの組織化に向けた人材の確保と資質向上

<方向性>

- ☆ 青少年向けの事業の P R 手法を始め、周知活動の更なる充実を図ります。
- ☆ 青少年活動の推進、孤立している青少年への支援を図るため、青少年の居場所「スマイル」「ハピネス」の施設維持管理、スタッフの人材育成を図り、安全で安心できる施設の運営管理、運営体制の充実を構築します。
- ☆ 青少年の人材育成のため、各階層に適応した指導計画を立案し、リーダーズ組織全体のスキルアップを図ります。

2 青少年の健全育成

② 青少年健全育成団体との体制づくり

＜現状＞

全市的な組織として、市青少年指導員会や市PTA協議会等の団体が設立され、地域や学校を拠点とし、半世紀の間、青少年健全育成活動を支えてきました。

また自治会、PTA、青少年指導員会などの団体が協働して「身近な地域の課題は地域で解決する」ことを目的に地域協働協議会が小学校区ごとに設立されており、組織の在り方も変化してきています。

そのような中、青少年指導員は、「オアシス運動推進啓発活動」⁽¹⁷⁾や、市内の中学生が日頃感じていることや思いを主張する「中学生の主張」など、地域活性化のための青少年健全育成事業を推進し、地域コミュニティの醸成を目指しています。

市PTA協議会は、各幼・小・中の保護者で組織したPTAを取りまとめ情報交換を図るとともに、講演会やドッジボール大会等の実施、また、学校園のみならず、地域における様々な活動を支え、青少年健全育成事業の推進を図っています。

＜課題＞

- ◇ 青少年指導員の確保と資質向上
- ◇ 青少年指導員会や市PTA協議会への支援
- ◇ これまでの全市的な組織としての在り方の検討

＜方向性＞

- ☆ 青少年指導員会として、自主事業や研修の充実を図り、組織力の強化を図る取組みを検討する。
- ☆ 青少年健全育成団体と連携するとともに、必要な支援を検討します。
- ☆ 地域協働協議会と地域教育協議会での積極的な情報共有や意見交換をさらに深め、効果的な連携協力体制のもと、地域に根付いた事業展開をさらに推進します。

III 寝屋川市の社会教育推進施策

(2) 生涯学習活動による学びのための環境づくり

1 学習活動の充実

- ① 学習活動のための環境づくり
- ② 学習機会を充実する体制づくり

2 読書環境の充実

- ① 読書活動のための環境づくり
- ② 読書活動の推進
- ③ 子ども読書活動の推進

1 学習活動の充実

① 学習活動のための環境づくり

<現状>

本市では、エスポアール、学び館、という社会教育施設を生涯学習施設とし、市民の自主的な活動機会を支援するとともに、市民に学習活動の場を提供しています。現在は、指定管理者制度⁽¹⁸⁾を導入した各施設と連携する中で、市民ニーズに応じた事業に取り組んでいますが、立地条件の違いなども含め、各施設の認知度や利用状況に差異が生じています。各施設ともに設備の経年劣化により、利用に支障を来たす箇所もあり、年次的に施設設備の改修を行ってきました。令和元年度には、エスポアールの旧館解体撤去及び新館改修の工事を行い、旧館解体跡地を駐車場として利活用し、市民の利便性の向上を図りました。

また、平成30年6月の大坂府北部を震源とする地震の影響を受け中央公民館が休館となっており、市民活動の拠点となる生涯学習施設の再構築について検討を進める必要があります。

今後は、生涯学習の場の在り方についての議論を深めながら、多様なニーズに対応し、市民が快適で安心して学習活動を行うことのできる環境づくりが求められます。

<課題>

- ◇ 施設の周知と利用促進対策
- ◇ 市民の学習活動の場としての各施設の取組方法の検討
- ◇ 快適で安心な学習活動の場の提供

<方向性>

- ☆ ホームページ等の充実を図り、市公式アプリを活用するなど、施設の周知や利用促進に努めます。
- ☆ 利用者アンケート等によりニーズを把握し、施設の特色を生かした学習活動の場の提供を図ります。
- ☆ 快適で安全な学習活動の場となるよう、年次的な環境整備を図り、各施設の老朽化対策に努めます。
- ☆ 新たな市民活動の拠点となる生涯学習施設の再構築について、ターミナル化も含めた中で検討します。

1 学習活動の充実

② 学習機会を充実する体制づくり

<現状>

社会情勢の変化や個人の価値観の多様化などに伴い、生涯学習の重要性が、一層、高まってくる中で、学習機会を充実するためには、関係団体、学校、地域との連携・協働を推進する体制づくりが必要です。

本市では、市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実に努め、エスポアール、学び館については、指定管理者制度を導入し、施設の効果的・効率的な管理運営を行っています。民間のノウハウを活用して、市民ニーズを的確に把握しながら、市民サービスの向上に努めています。

また、学習に関する情報を収集し、生涯学習情報誌「ねやがわ生涯学習あんない」⁽¹⁹⁾を作成・発行するとともに、講座や事業の情報を広報誌やホームページ等に掲載するなど学習情報の収集と発信に努めています。

他にも、日本語の読み書きを必要とする市民を対象とした学級や、自己の得意な技術や知識を活かし、市域における生涯学習活動、学校活動等を支援するために「まちのせんせい」⁽²⁰⁾事業として人材バンクを設け、人的資源の活用、市民協働参画の推進を目指しています。

<課題>

- ◇ 市民ニーズに応じた学習内容、機会の提供
- ◇ 生涯学習活動の推進及び情報発信の方法
- ◇ 専門知識や手法を保持する機関との連携
- ◇ 生涯学習推進のための人材の発掘・養成・活用

<方向性>

- ☆ 日本語よみかき学級は、学習指導方法を確立するため、指導者のスキルアップの向上を図ります。
- ☆ 市民の学習活動を推進するため、ホームページの充実、フェイスブックなどSNSの活用、生涯学習検索システムを導入し情報発信に努めます。
- ☆ 企業や大学と連携し、情報提供や学習の機会の構築を目指します。
- ☆ 新たな「まちのせんせい」の人材の発掘に努め、活用についての方策を検討します。

2 読書環境の充実

① 読書活動のための環境づくり

<現状>

本市では、平成30年6月の大坂府北部を震源とする地震の影響で利用ができなくなった中央図書館の代替施設として中央図書館臨時図書室の開設、東図書館、Carre 1<キャレル>(駅前図書館・市民ギャラリー)を加えた3館と市内コミュニティセンター4か所の分室及び移動図書館「おきがる号」によりサービスを提供しています。居住地域によっては最寄りの図書館まで遠い所もあり、図書館設置地域の偏りにより利便性に差がある状態です。こうした背景から令和2年10月、予約本の受取り、返却を市内27郵便局及びシティ・ステーションで行うことができる図書の配送事業のサービスを開始し、図書の利用促進を図っています。また、令和2年度末には、いつでもどこでも閲覧できる電子図書館の開館と、図書にICタグ⁽²⁾を貼付して自動貸出・返却が可能となるシステム及び機器を導入し、図書館機能の充実を図ります。

さらに、利用者の利便性の高い京阪寝屋川市駅前アドバンスねやがわに、魅力的で子どもから大人までの市民に喜ばれる図書館サービスを提供するため、総合図書館の機能を有した図書館の開設を行うとともに、こども専用図書館の整備に向け検討していきます。

<課題>

- ◇ 市内全域における図書館サービスの利便性の確保
- ◇ 図書館の快適性の確保等
- ◇ 高度情報化社会に対応できる図書館機能の整備

<方向性>

- ☆ 市民一人一人が自分の学びや憩いの場を作ることができるような空間を創出した総合図書館機能を持った図書館を開設します。
- ☆ 更に安全で快適な図書館となるよう施設・設備の老朽化対策に努めます。
- ☆ 市内全域で質の高い図書館サービスを提供するため、郵便局と連携し配送サービスの充実等に努めます。
- ☆ 市民の多様なニーズに対応できるよう、ICタグシステムを導入し、ICTを活用した図書館機能の充実を図ります。

2 読書環境の充実

② 読書活動の推進

＜現状＞

読書は、市民が知的で心豊かな生活を営み、活力ある社会を実現するためには欠かせないものです。国は、「文字・活字文化振興法」⁽²²⁾において、すべての国民が生涯にわたり地域・学校・家庭等で活字に親しむことができるよう市町村に図書館の適切な設置、資料の充実、情報化の推進等、必要な施策を講じることを求めています。

本市では、平成25年4月に、Carre1(キャレル)(駅前図書館・市民ギャラリー)を開設し、利便性の向上を図るなど図書館サービスの充実に努めきました。

具体的には、図書館利用者サービスの向上及び読書活動推進のため、蔵書の充実、多様化する市民のニーズに応え、新鮮で幅広い資料や情報の収集保存、インターネットを活用したWEB予約の促進、視覚障害者への点字・録音図書貸出サービス、外国語の資料や児童書の提供等の施策を実施してきました。令和2年度からは、電子図書を導入し読書普及に努めます。

＜課題＞

- ◇ 市民（特に勤労世代）への読書普及
- ◇ 蔵書や歴史的資料を適正に収集・管理するシステムや人的体制の整備
- ◇ ハンディキャップサービス⁽²³⁾の利用促進

＜方向性＞

- ☆ ビブリオバトル等の普及イベントによる更なる読書活動の推進を図ります。
- ☆ 利用者の視点に立った蔵書の充実、電子図書等の充実を図ります。
- ☆ 歴史的資料・郷土行政資料の収集・管理するシステムや人的体制の整備を進めます。
- ☆ 視覚障害者向け点字・録音図書の作成を市民団体との協働で行い、拡大読書器・大型活字本・外国語資料等を提供します。

2 読書環境の充実

③ 子ども読書活動の推進

＜現状＞

急速に発達した情報メディアや家庭環境の変化等により、子どもを取り巻く読書環境は大きく変化しています。子どもたちはゲーム機やSNS等に時間を費やし、読書から離れ、うまくコミュニケーションをとることができないような状況も生まれています。

本市は、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」⁽²⁴⁾施行をはじめ、国や府の基本的な考え方を踏まえ、平成18年度に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、早い時期からの読書を習慣づけるためブックスタート⁽²⁵⁾事業に取り組み、平成20年11月に東図書館子ども図書室を開設する等、子ども読書の推進に努めてきました。

その成果と課題を踏まえ、より一層子どもの読書活動を推進するため、平成28年度に「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。新たな取り組みとして、読書した子どもたちに達成感が得られる工夫を目的に読書通帳⁽²⁶⁾の発行を始めました。また、平成28年度より学校図書館に携わる学校司書を市内中学校に配置し、図書館と学校との連携を強化に努めてきました。令和2年度には、新たに「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に対する取り組みを検討していきます。

＜課題＞

- ◇ 学齢期の読書活動推進施策の在り方についての検討
- ◇ 「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえた「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定

＜方向性＞

- ☆ 図書館と学校が連携し、団体貸出・移動図書館の巡回派遣の拡充を図ります。
- ☆ 子どもが図書館に親しむきっかけとなり、子育ての保護者の居場所としての役割も担う、こども専用図書館の整備を検討していきます。
- ☆ 子どもの読書活動をより一層推進するため、「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、これに基づく取組を推進します。

III 寝屋川市の社会教育推進施策

(3) 文化に愛着をもたらす環境づくり

1 文化振興の推進

- ① 文化振興のための環境づくり
- ② 文化振興の機会を充実する体制づくり

2 文化財の保護・継承と活用

- ① 文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり

1 文化振興の推進

① 文化振興のための環境づくり

<現状>

全ての市民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図るため、平成22年度に「寝屋川市文化振興条例」⁽²⁷⁾を施行しました。本条例に基づいて文化振興会議⁽²⁸⁾を設置し、文化の振興に関する重要事項について審議しています。

文化振興の拠点となるアルカスホールでは、指定管理者制度を導入し、市が主催する文化事業はもちろんのこと、指定管理者が行うコンサートや寄席など自主事業も含めた文化振興活動を実施しています。また、市内の文化団体の紹介を始め、文化情報の受発信の場としての役割も果たしています。

また、市民ギャラリーを文化芸術活動の発表の場として提供するとともに、作品展示だけでなく、駅前という利便性から多目的な用途に活用できる施設として設備の充実を図りました。

<課題>

- ◊ アルカスホール、市民ギャラリー等の活用方法
- ◊ 文化振興に関する情報の共有
- ◊ 文化振興のための活動・発表の場の提供

<方向性>

- ☆ アルカスホールを文化情報の受発信、活動団体の育成の拠点施設として、また、市民ギャラリーを文化芸術活動の発表の場として、今後も有効活用を図ります。
- ☆ 文化振興に関するポータルサイト等を作成し、情報発信の一元化を行い、情報の共有を図ります。
- ☆ 文化振興のための活動・発表の場を提供するための施設管理を適正に行い、文化団体や個人の文化芸術活動の促進を図ります。

1 文化振興の推進

② 文化振興の機会を充実する体制づくり

＜現状＞

本市では、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、様々な文化振興施策を実施しています。

令和元年度の中核市移行を見据え、平成30年度にイベントの総合的な見直しを行い、これまでの「市民文化祭」を拡大し、新たなイベントとして「寝屋川文化芸術祭」⁽²⁹⁾を開催しました。また、「寝屋川ミュージックデー」⁽³⁰⁾など各種事業を実施することにより、様々な文化・芸術活動の紹介や体験、市民の日頃の活動の成果を発表する場を提供すると共に、世代間交流を積極的に図り、文化・芸術活動の継承、普及推進を図っています。

アルカスホールを文化情報の受発信の拠点施設として位置付けており、全国でも珍しいスタンウェイピアノ及び音響を活用したピアノコンクールを開催し、音楽・ピアノ文化の振興を図っています。

＜課題＞

- ◇ 寝屋川文化芸術祭を始め、文化振興事業の活性化
- ◇ 市民が文化芸術活動に触れる機会の提供
- ◇ 文化芸術活動団体への支援
- ◇ 文化芸術活動団体を担う後継者の育成

＜方向性＞

- ☆ 事業内容や実施事業の精査、見直しを行い、参加者の獲得を目指した文化振興事業を推進します。
- ☆ 市民の自主的な文化芸術活動のきっかけとなる、「文化芸術月間」の定着を図り、多種多様な文化芸術に触れる機会の提供を推進します。
- ☆ 発表の機会だけでなく、指導者の技術力向上のための取組みを含め、文化の底上げを図ります。
- ☆ 文化芸術活動団体を担う後継者としての若年層の取り込みができる仕組みづくりに努めます。

2 文化財の保護・継承と活用

① 文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり

<現状>

本市には現在、文化財保護法⁽³¹⁾等による国指定文化財2件・国登録文化財3件・大阪府指定文化財3件・市指定文化財25件があり、旧石器時代からの多くの遺跡が市内に分布し、歴史的にも重要な地域で、これらの文化財を良好な状態で保護し、公開・活用し、後世に継承するよう取り組んでいます。中でも、国指定史跡である高宮廃寺跡については、平成25年度から平成28年度に発掘調査を行い、「国史跡高宮廃寺跡保存活用計画」の策定とその後の整備に向けた、有識者による検討を進めています。

市内遺跡から出土した土器等の遺物は年次的に整理し、報告書の作成を進めており、埋蔵文化財資料館の常設展示スペースでは、順次展示公開を行っています。

また、本市の地域資源として市内8か所を「新寝屋川八景」⁽³²⁾として制定し、クリアファイル等を作成し周知を図るとともに、市内各所に設置しているネットワークサイン⁽³³⁾及びそれらを結ぶルートの維持管理を行い、市民の歴史・文化遺産等の散策における利便性の向上を図っています。

<課題>

- ◇ 発掘調査で出土した文化財の収蔵施設の確保
- ◇ 市民の文化財保護への意識の向上
- ◇ 第二京阪道路開通及び周辺道路整備等に伴い見直しを行った、ネットワークルート⁽³⁴⁾の周知
- ◇ 地域文化資源の発掘や記録化などの活用体制

<方向性>

- ☆ 埋蔵文化財資料館を周知するとともに、市内出土遺物の集約化のため、公共施設の再編を含め、新たな収蔵施設の確保を検討します。
- ☆ 国史跡高宮廃寺跡保存活用計画の策定とそれに伴う整備に向けた準備を行うとともに、市指定文化財の新指定や公開を進め、市民が文化財に触れる機会を提供します。
- ☆ ルートマップを更新し、市内ののみならず市外の来訪者に寝屋川市の魅力を発信します。
- ☆ 地域において培ってきた生活文化、伝統文化、文化的景観などの地域文化資源の活用の機会の充実を図ります。

III 寝屋川市の社会教育推進施策

(4) 心身を育むための環境づくり

1 スポーツ活動の充実

- ① 生涯スポーツの推進
- ② 競技スポーツの振興

2 スポーツ活動のための環境づくり

- ① 施設の整備・充実
- ② スポーツ団体との体制づくり

1 スポーツ活動の充実

① 生涯スポーツの推進

<現状>

少子高齢社会の到来や市民の健康保持・増進への意識の高まりにより、スポーツに対するニーズも多様化しており、生涯にわたり、誰もがスポーツに親しめる環境を充実することが必要です。

市民、市民団体との協働による「エンジョイフェスタ in ねやがわ」⁽³⁵⁾ 「寝屋川ハーフマラソン」⁽³⁶⁾ の開催や野外活動センターにおける豊かな自然を利用した事業などスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めています。

スポーツ活動の機会の充実、スポーツ指導者としての資質の向上を図るため、「スポーツインストラクター養成講習会」⁽³⁷⁾ と「スポーツ指導者研修会」を隔年で開催し、指導者の養成に努めるとともに、地域や職場、学校などの求めに応じて、スポーツリーダーズバンク制度⁽³⁸⁾ を活用した、派遣事業を実施しています。

また、市民体育館ではスポーツインストラクター等による各種スポーツ教室、池の里市民交流センタースポーツ施設では体操、バドミントン等の各種スポーツ教室を開催しています。

<課題>

- ◇ 生涯スポーツへの参加機会の拡充
- ◇ 市民ニーズに対応したスポーツ事業の充実
- ◇ 野外活動センターにおけるレクリエーション活動の充実
- ◇ スポーツリーダーズバンク制度の活用

<方向性>

- ☆ スポーツ指導者の派遣等、指導協力体制の充実に努めます。
- ☆ 介護予防や健康づくりのための新たなスポーツを検討します。
- ☆ スポーツ事業の在り方を含め、市民ニーズに合った企画運営、関係団体との連携強化など、運営方法を検討します。
- ☆ 野外活動センターにおけるスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。
- ☆ スポーツリーダーズバンク制度の周知に努め、利用者とのマッチングの方策を検討します。

1 スポーツ活動の充実

② 競技スポーツの振興

<現状>

世界で活躍する日本人アスリートの増加により、市民のスポーツに対する関心が高まっていることから、競技スポーツの普及、競技力の向上に向けた環境整備を行う必要があります。

学齢期においてスポーツを楽しみ親しむため、スポーツ少年団では、生涯スポーツができる基礎を作るための心身の健全育成に努めるとともに、友好都市すさみ町のスポーツ少年団との交流事業、わんぱくスクールなど、青少年の健全育成を推進する活動を行っています。

競技スポーツの普及の取組としては、軟式野球、バレーボールなど20種目22競技で市民体育大会を開催し、北河内・府等の大会へ代表選手を派遣しています。

また、競技力向上のため、NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟⁽³⁹⁾による種目別講習会及びスポーツ指導者としての資質の向上を図るためのスポーツ指導者研修会を実施しています。

<課題>

- ◇ 年少期におけるスポーツ活動への支援
- ◇ 競技力向上を図るための種目別講習会の普及推進
- ◇ 障害者スポーツの支援

<方向性>

- ☆ 選手の競技力向上に向け、高いスポーツ技術に触れられる機会や大学等の専門家から継続的に指導を受けられる仕組みについて検討します。
- ☆ スポーツ振興連盟と連携し、種目別講習会の充実に努め、競技力の向上を図ります。
- ☆ 様々な障害があることを踏まえ、障害者が参加できるスポーツを支援してまいります。

2 スポーツ活動のための環境づくり

① 施設の整備・充実

<現状>

市民体育館では、利用者が快適にスポーツ活動を行えるよう、これまで順次、冷暖房空調設備の設置、剣道場・卓球室の床改修、耐震補強等工事を実施しました。池の里市民交流センター体育施設においても耐震補強工事を実施しました。

また、野外のスポーツ・レクリエーション活動の場として、野外活動センターの整備を行うとともに、屋外スポーツ施設である淀川河川グランドの拡充を図るなど、スポーツ施設の整備・充実に努めています。

その他スポーツ活動の場として、中学校の運動場5か所に夜間照明を設置し、地域住民に開放するなど、市民のスポーツ意欲向上につながるよう努めています。本市のスポーツ施設の整備状況は全ての市民ニーズに応える状況ではありませんが、民間スポーツ施設が増設されたことなどから、効果的なスポーツ施設の活用が求められています。

<課題>

- ◊ スポーツ施設を安全に快適に利用できる環境整備
- ◊ 夜間照明設備の管理運営方法
- ◊ 民間スポーツ施設との連携

<方向性>

- ☆ 利用者が安全に利用できる施設を目指すため、利用者の意見を参考にしながら、スポーツ施設の改善に努めます。
- ☆ スポーツ事故防止のための知識や理念の普及、啓発に努めます。
- ☆ 学校開放施設(中学校)との連携強化を図り、施設の適正な利用に努め、夜間照明設備のLED化を検討します。
- ☆ 市内大学施設や民間スポーツ施設の市民利用について検討します。

2 スポーツ活動のための環境づくり

② スポーツ団体との体制づくり

<現状>

国において、平成23年度にスポーツ振興法⁽⁴⁰⁾を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ基本法⁽⁴¹⁾を制定しました。

同法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である」と明記され、地域住民、スポーツ団体、学校が連携したスポーツの推進、また地域におけるスポーツ活動と競技スポーツの好循環によるスポーツの振興を打ち出しています。

本市では、NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟を中心として、また、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整をしています。スポーツの実技指導など、地域住民に対してスポーツに関する指導・助言を行うスポーツ推進委員⁽⁴²⁾等の活動に支えられながらスポーツ活動を推進しています。

<課題>

- ◇ スポーツ関係者及び各種団体との連携
- ◇ 各種スポーツ団体の後継者の育成

<方向性>

- ☆ 各種スポーツ団体、医療機関、学校、大学、民間企業等が連携を図れるように、様々なスポーツ活動を通じて仕組みを検討します。
- ☆ 各種スポーツ団体等との情報の共有、意見交換が図れるような環境づくりに努めます。
- ☆ 新たなスポーツ団体の加入を促進するなど、各種スポーツ団体が今後も安定して運営されるよう、後継者の育成に努めます。

社会教育施設の概況

社会教育施設の概況

(アルカスホール：①)

平成 23 年 4 月に開館したコンサートをはじめ演劇、古典芸能、講演セミナーなどに利用できる多目的ホールで約 360 席のメインホールがある施設です。

市民の文化活動及び交流の場、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する場として活用されており、令和 2 年度の利用者数は約 2.5 万人となっています。

(池の里市民交流センター：②)

平成 18 年 9 月に開館したアリーナ、グラウンド等の体育施設、学習活動等の貸室多目的室からなる複合施設です。

市民の文化・スポーツ活動、社会教育活動の場として活用されており、令和 2 年度の利用者数は約 4.4 万人となっています。

(エスポアール：③)

平成 5 年 12 月に開館した学習室、軽スポーツ室、多目的ホール、音楽室、料理室などがあります。

世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを通じて交流を深めるとともに、社会教育関係団体や市民の自主学習、自主活動の場所を提供する施設として活用されています。令和 2 年度の利用者数は約 6.2 万人となっています。

(学び館：④)

平成 28 年 4 月に開館した講習室、学習室、音楽室、多目的室、料理室などがあります。

世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを通じて交流を深めるとともに、社会教育関係団体や市民の自主学習、自主活動の場所を提供する施設として活用されています。令和 2 年度の利用者数は約 2.1 万人となっています。

(市民体育館：⑤)

昭和 49 年 10 月に開館した大体育室、小体育室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室等がある総合体育館です。市民スポーツの拠点として、スポーツ活動団体をはじめ様々な団体が利用しており、令和 2 年度の利用者数は約 9.2 万人となっています。

社会教育施設の概況

(淀川河川グランド⑥)

平成 2 年 12 月、国土交通省より淀川河川敷の占用許可を受け、市民のスポーツ活動の場として利用しています。軟式野球・ソフトボールグラウンド 5 面、多目的広場 1 面があります。令和 2 年度の利用者数は約 9 万人となっています。

(図書館 : ⑦⑧⑨⑪)

昭和 45 年 5 月に東図書館、昭和 52 年 11 月に中央図書館、平成 25 年 4 月に寝屋川市駅前図書館が開館しました。この他に 4 分室、移動図書館があります。中央図書館については、平成 30 年 6 月の大坂府北部を震源とする地震の影響を受け、休刊となっており、平成 31 年 4 月に旧教育研修センター跡地に中央図書館臨時図書室を開館しました。全図書館の蔵書数は約 54 万冊となっています。

図書館では読書の普及・啓発として様々な取組を行っており、令和 2 年度の市民一人あたりの貸し出し冊数は 3.33 冊となっています。

また、寝屋川市駅前図書館に併設する形でリニューアルした、市民ギャラリーは、市民の芸術作品展示や講演会等の実施に活用されています。令和 2 年度の入場者数は約 7 千人となっています。

(（仮称）新中央図書館 : ⑩）

令和 3 年 8 月に寝屋川市駅前アドバンス 1 号館 4 階にオープン予定。駅前の立地をいかし、市民一人一人が自分の学びの場や憩いの場となる、これまでの図書館のイメージを一新する落ち着きのある空間の創出に向けた取り組みを進めています。

(埋蔵文化財資料館 : ⑫)

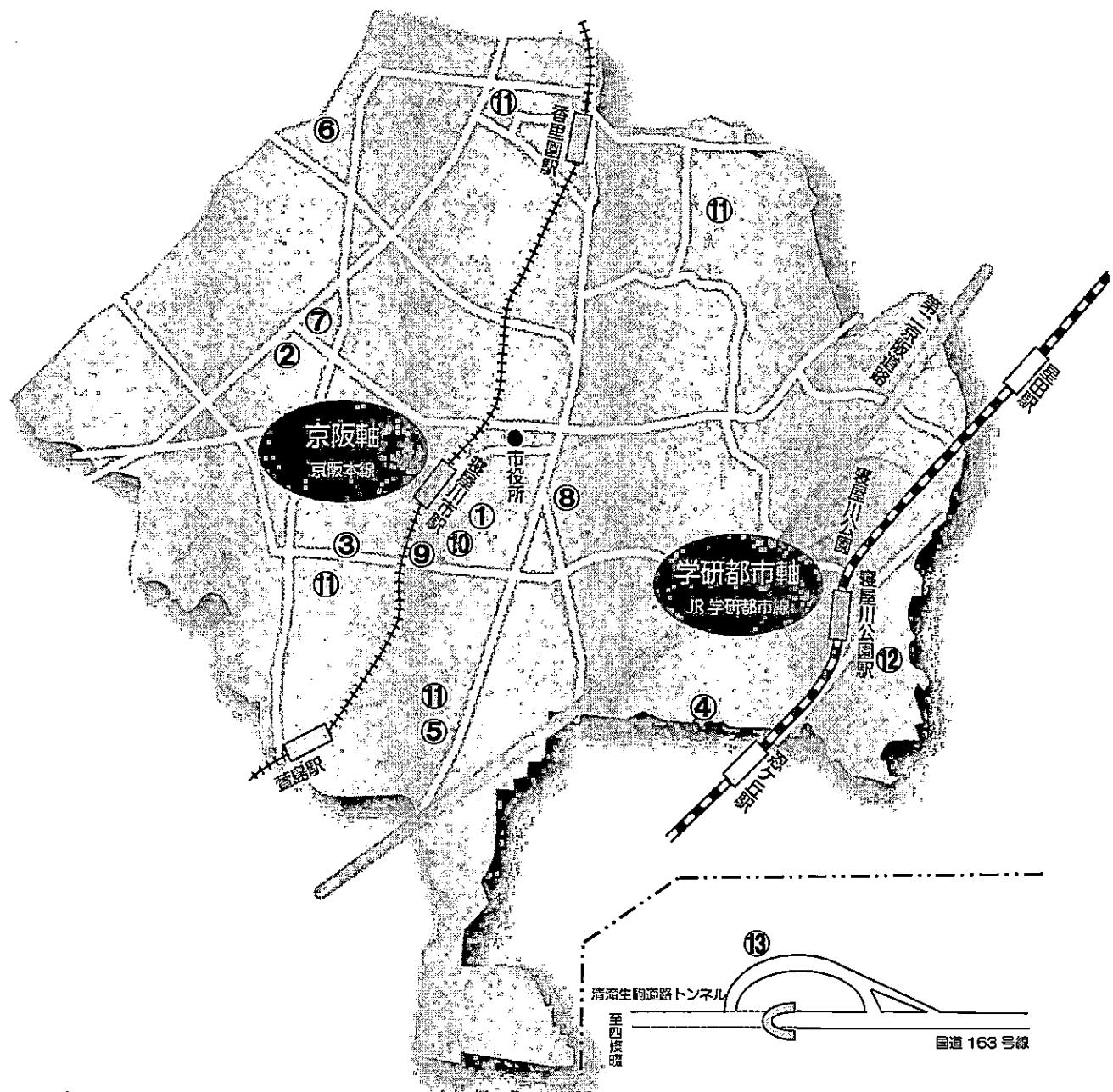
昭和 56 年 5 月に開館した展示室、学習室、作業室等がある、寝屋川市に関する埋蔵文化財等の資料を収集、保管、展示する施設です。令和 2 年度の入館者数は約 1,400 人となっています。

(野外活動センター : ⑬)

昭和 47 年 7 月に開設し、ロッジ、工作室、天体ドーム、自然学習室、野鳥観察小屋、野外ステージ、キャンプファイヤー場、アスレチックなどがある野外活動や自然体験活動ができる施設です。自然体験、環境学習、工作などの多様なプログラムを実施しています。令和 2 年度の利用者数は約 7 千人となっています。

※各施設等の令和 2 年度の利用者数等については、コロナ感染拡大による緊急事態宣言による休館等の影響を受けた数字となっている。

市内の主な社会教育施設



①	アルカスホール	②	池の里市民交流センター
③	エスポアール	④	学び館
⑤	市民体育館	⑥	淀川河川グランド
⑦	中央図書館臨時図書室	⑧	東図書館（市立市民会館内）
⑨	Carre I (キャリ) 駅前図書館 (市民ギャラリー)	⑩	(仮称) 新中央図書館 (R3. 8 開館予定)
⑪	図書館分室 (コミセン内: 4か所)	⑫	埋蔵文化財資料館
⑬	野外活動センター (四條畷市下田原)		

用語解説

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(1)	寝屋川市みんなのまち基本条例	平成20年4月施行。市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むことを基本理念とした条例。	1
(2)	社会教育法	昭和24年6月施行。教育基本法の精神に則り、学校教育法に基づき、学校教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションを含む。)に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とした法律。	2
(3)	学校教育法	昭和22年4月施行。学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校と定め、国、地方公共団体及び私立学校法に規定する学校法人のみが、これを設置することができるなどと定めた法律。	2
(4)	地域教育協議会	平成12年度に、大阪府の独自の取組として、学校・家庭・地域が協働して教育コミュニティづくりを進め、人間関係を築く中で「地域の子どもは地域で育てる」という機運を醸成し、地域が一体となって子どもの健全育成を図っていく目的で市内12中学校区に設立された組織。主な構成メンバー(P T A・自治会・青少年指導員・民生委員児童委員・学校園関係者など)	5
(5)	寝屋川市 地域教育協議会	平成23年度に地域教育協議会(12中学校区)を取りまとめ、各中学校区における情報交換や交流を図るために、設立された組織。	5
(6)	地域協働協議会	平成27年度に市内にある24の小学校区で設立。地域のコミュニティ活動を推進して活力ある地域づくりを進め、地域の課題を地域で解決する仕組みをつくる「地域協働」の取組みを進めるためのネットワーク型組織。	5
(7)	青少年指導員会	昭和28年8月制度発足。青少年に深い愛情と理解を持ち、良き相談相手となり、本市における青少年健全育成活動を積極的に促進し、よりよい社会環境づくりの推進役となるよう、市内12中学校区10人の青少年指導員として委嘱している120人の組織。	5
(8)	学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域の連携により、地域の教育力向上をめざすため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行う取組。本市においては、各中学校区の地域教育協議会に委託し、教育コミュニティの基盤整備を目指している。	5
(9)	子どもの安全見守り隊	各小学校区において、自治会・P T A・防犯委員を始めとした地域の方々で組織し、子どもたちの安全確保のため、登下校時の見守り活動や、地域パトロールカーによる巡回パトロールを実施している地域人材。	6

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(10)	放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のこと。	6
(11)	留守家庭児童会	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業。	6
(12)	放課後子供教室	小学校の校庭や体育館等の学校施設を利用して、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの居場所（活動拠点）を設け、地域の有償スタッフ等の方々の参画・協力を得て、学習やスポーツ・文化活動等様々な体験を子どもたちに提供する事業。	6
(13)	家庭教育サポーター	小学校区に1人配置し、小学校と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える家庭や孤立しがちな家庭に対し、家庭訪問・相談活動等を行い、総合的に支援する人材。	7
(14)	家庭教育支援連絡会	家庭教育に関する情報収集及び家庭教育の支援策についての意見交換等を目的に、平成15年2月に設置した組織。主な構成メンバー（社会教育委員会議・PTA・民生委員・児童委員協議会・小学校校長会・幼稚園園長会・保育所長会・こどもセンター・こどもを守る課・家庭教育支援者・公募市民等）	7
(15)	青年祭	「人の輪・青少年のネットワークづくり」を目的に、青少年が自分たちの特技やパフォーマンスを披露し、交流を図る場として、開催するイベント。	8
(16)	青少年の居場所 「スマイル」「ハピネス」	市内在住、在学、在職の青少年が気軽に立ち寄れ、自らの居場所を見出し、他の青少年と交流を図ることにより、自己有用感を感じることのできる場として、交流を図る居場所・ダンス等ができる活動室・自習室を設置し、青少年のコミュニティの構築、青少年活動の拠点を目指す場。池の里市民交流センター及び市立こどもセンター内。	8
(17)	オアシス運動推進啓発活動	本市の青少年育成市民啓発事業として、「おはよう」「ありがとうございます」「しつれいします」「すみません」という言葉の頭文字をとってオアシス運動と命名し、人間関係が希薄化するなか行う、挨拶の啓発活動。	9
(18)	指定管理者制度	平成15年9月施行の地方自治法改正に伴い、公の施設に民間活力を導入し、効果的効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費縮減を図るための制度。	11

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(19)	生涯学習情報誌 「ねやがわ生涯学習 あんない」	市主催の事業などを記載した「講座・イベント編」と市内各施設等で活動している団体やサークル、クラブなどを紹介した「団体・サークル編」で構成した生涯学習に関する情報誌。	12
(20)	まちのせんせい	自己の得意な技術や知識をいかし、生涯学習ボランティアとして、地域の生涯学習活動や学校活動等を支援するために、養成講習会を受講・修了した人を「寝屋川市まちのせんせい」として認定し、市域における生涯学習の普及、人的資源の活用、市民協働参画の推進を目指す事業。	12
(21)	ICタグ	情報を記録するICチップ（集積回路）と無線通信用アンテナで構成されたもの。図書館資料に貼付することで、様々な業務の効率化を図ることができる。	13
(22)	文字・活字文化振興法	平成17年7月施行。文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。	14
(23)	ハンディキャップ サービス	録音・点字図書、対面朗読等のサービス、音声読書機、拡大読書器等の設置、大型活字本の提供、特別養護老人ホームへの移動図書館派遣等のサービスのこと。また、外国語資料の収集・提供等も含む。	14
(24)	子どもの読書活動の 推進に関する法律	平成13年12月施行。子どもの読書推進を図るため、基本理念、国・地方公共団体の責務を明文化し、子どもの読書推進のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。	15
(25)	ブックスタート	1992年に英国で始まった活動。赤ちゃんに「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心ふれあう時間をもつきっかけづくりをサポートする取組。 本市では、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」（4ヶ月児健診時）のほか、絵本の読み聞かせ、絵本の読み聞かせ講座等の多彩な事業を行っている。	15
(26)	読書通帳	市内小中学校の児童・生徒を対象に、読書に関心をもってもらうきっかけをつくり、読書の記録を残していくことで達成感を得て、読書の習慣づくりに役立てるために作成配付しているもの。	15
(27)	寝屋川市文化振興条例	平成22年4月施行。文化の振興に関し基本となる方針その他の事項を定めることにより、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした条例。	17
(28)	文化振興会議	「寝屋川市文化振興条例」第11条の規定により、市民・学識経験者・関係団体の代表者等で組織し、教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項について意見を述べる審議会。	17

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(29)	寝屋川文化芸術祭	昭和26年より実施。毎年11月の文化の日を中心を開催。平成30年度にイベントの総合的な見直しを行い、寝屋川市駅周辺での新たなイベントとして、市民文化祭を拡大したものとして、市民の日頃の活動の成果発表、様々な文化・芸術活動の紹介・体験、本市文化財の周知等を図る機会を市民に提供する。	18
(30)	寝屋川 ミュージックデー	市内の中学・高校・高専・大学の吹奏楽部が一堂に会し、音楽活動を通した交流と演奏技術の向上を目指す吹奏楽の祭典。	18
(31)	文化財保護法	昭和25年5月施行。文化財を保存し、かつ、その活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律。	19
(32)	新寝屋川八景	わがまち寝屋川市の魅力を市内外に発信していくことを目的に、平成21年1月制定。 ①広大で自然豊かな「淀川河川公園」 ②木漏れ日溢れる憩いの場「寝屋川公園」 ③古の歴史・ロマンへの誘い「太秦高塚古墳」 ④四季いろどりの散歩道「友呂岐緑地」 ⑤近代的な駅舎との融合「萱島駅のくすのき」 ⑥香りの丘「成田山不動尊」 ⑦寝屋川のえべっさん「ねや川戎」 ⑧故郷伝承・はちかづきの里「寝屋のまちなみ」	19
(33)	ネットワークサイン	新寝屋川八景を始め、寝屋川市に点在する多くの資源を誘導・説明する鉢かづき姫をモチーフにした看板。	19
(34)	ネットワークルート	新寝屋川八景を始め、寝屋川市に点在する多くの資源とそれらを結ぶルート。	19
(35)	エンジョイフェスタ in ねやがわ	「元気いきいきスポーツまつり」と「子ども夢まつり」を平成18年度に統合し平成26年度まで「寝屋川 元気 夢まつり」として開催、平成27年度に開催10年目の節目として事業名称を「エンジョイフェスタ in ねやがわ」に変更。子どもから高齢者までが楽しむことのできるレクリエーションプログラムを提供し、生涯学習の普及推進や地域コミュニティの活性化を図ることを目的に実施している。	21
(36)	寝屋川ハーフマラソン	平成25年に第1回大会を開催。寝屋川公園をスタートし、打上川治水緑地、三井丘陵地、成田山不動尊、萱島などの市街地を駆け抜ける市民マラソン。 (ハーフ、クオーター、健康3km、健康1.5kmの4種別)	21
(37)	スポーツインストラクター養成講習会	「スポーツ生理」「発育発達」「指導方法」「スポーツ医学」「指導上の義務と責任」等の8つ分野で構成した養成講習会。講習会修了者をスポーツインストラクターとして認定。令和元年度より隔年で実施している。	21

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(38)	スポーツリーダーズバンク制度	スポーツインストラクター養成講習会修了者が登録でき、サークルや学校などのニーズに応じて、専門のスポーツ指導者を派遣する制度。	21
(39)	NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟	平成19年1月に特定非営利活動法人認証取得。競技スポーツ及び生涯スポーツを推進するために各種スポーツ大会やイベントの企画立案を始め、スポーツ施設の整備充実、情報の提供や指導者養成等にも積極的に取り組み、関係機関との連絡調整を図り、市民が元気で活力のあるスポーツライフを送ることを目的とした団体。(傘下25団体)	22
(40)	スポーツ振興法	昭和36年6月施行。スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とした法律。 平成23年6月に「スポーツ基本法」として改正。	24
(41)	スポーツ基本法	平成23年8月施行。スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とした法律。 従来のスポーツ振興法を全部改正し、制定された。	24
(42)	スポーツ推進委員	スポーツ基本法第32条の規定により、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うために当該市町村の非常勤職員として、委嘱された者。	24

社会教育委員名簿

No	氏名	所属または団体名	役割
1	小野 隆	学識経験者	社会教育委員会議議長
2	眞鍋 康子	家庭教育サポーター (家庭教育活動者)	社会教育委員会議副議長 専門部会委員
3	池田 隆司	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟会長 (社会教育関係者)	社会教育委員会議副議長
4	澤井 啓士	市立宇谷小学校校長 (学校教育関係者)	専門部会委員
5	宮崎 浩太郎	市立第五中学校校長 (学校教育関係者)	
6	濱 大輔	市立校園P T A協議会会长 (社会教育関係者)	
7	砂原 由美子	市文化連盟副会長 (社会教育関係者)	専門部会委員
8	辻本 嘉秀	市青少年指導員会会长 (社会教育関係者)	専門部会委員
9	西林 正人	大阪府立中央図書館協力振興課長	専門部会委員
10	神原 雅男	一般社団法人寝屋川青年会議所副理事長	
11	葛城 裕也	市スポーツ推進委員会会长 (社会教育関係者)	専門部会委員
12	原 美樹子	家庭教育サポーター (家庭教育活動者)	
13	金田 啓穂	学識経験者	専門部会委員
14	福田 真規夫	学識経験者	
15	森本 友紀	学識経験者	

社会教育推進計画策定経過

開催日	内 容
令和2年6月1日	<令和2年度第1回社会教育委員会議> ■社会教育推進計画の総括および次期社会教育推進計画策定について
令和2年8月6日	<令和2年度第2回社会教育委員会議> ■専門部会について
令和2年8月26日	<令和2年度第1回社会教育委員会議専門部会> ■社会教育推進計画策定に係るスケジュール ■社会教育推進計画素案（構成検討）
令和2年9月17日	<令和2年度第2回社会教育委員会議専門部会> ■社会教育推進計画素案（内容検討）
令和2年12月1日～ 令和3年1月9日	■パブリック・コメント手続を実施
令和3年1月22日	<令和2年度社会教育委員会議学習会>（中止） ■社会教育推進計画素案について（意見聴取：書面による）
令和3年3月26日	<平成2年度第3回社会教育委員会議専門部会> ■社会教育推進計画について ①社会教育推進計画素案（内容検討） ②社会教育推進計画概要版案（構成検討）
令和3年3月26日	<令和2年度第5回社会教育委員会議> ■社会教育推進計画について ①社会教育推進計画確定 ②社会教育推進計画概要版確定

社会教育関係団体の現状と課題

【寝屋川市文化連盟】

団体設立年	1950年(昭和25年)	活動者数	500人	所属団体数	14団体
主な活動場所	公共施設・地域の公民館など				

◆ 活動内容等

- ・茶道、華道、陶芸、俳画、映像、写真、謡曲、民舞、邦楽、きもの着付、日本舞踊、アートフラー、書法、(川柳体会中)の14の加盟団体で多種目の連合組織として活動している。
- ・有資格者等による「講師会」を設立し、市民を対象に、有料で文化活動の講座を開催している(指導者はボランティア)。講座は市民から好評を得ている。(幼稚園、小学校、中学校、コミセン、市民活動センター等)
- ・広報「たちはばな」発刊
- ・寝屋川市の文化行事へ積極的支援
- ・隔年ごとに「寝屋川市文化連盟展」を開催し目的達成のための活動をしている。

◆ 活動する上での課題について

- ・活動する年齢構成の殆どが中高年である。社会的潮流もあるが若い人への勧誘、魅力の発信が必要である。
- ・隔年で「文化連盟展」を開催し、市民への定着化がはかられてきている。より市民への働きかけが必要である。
- ・既存の領域が衰退する昨今保護支援の必要があるが難しい現状である。反対に新しい領域の参加も模索が必要である。
- ・活動場所の減少(数年前から総合センター、エスポアール、市民活動センターの縮小や廃止による)

◆ 今後の活動の方向について

- ・市の発展とともに文化芸術の振興に寄与貢献してきた経緯を踏まえ、新たな市民への発信をしていくたい。(文化祭から文化芸術祭へとより広がりを持った文化活動へ)
- ・年齢構成による文化の住み分けを認識するとともに、交流できる場の模索
- ・芸術は個の中での積み重ねの文化であり、需要を作り出す土壤を作っていく必要がある。
- ・連盟以外の文化活動との連携交流の機会を作る。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・社会情勢の変動により文化活動の在り方は変化を余儀なくされているが、高齢化のみでなく、数年来の災害等により文化人口の減少が懸念される。そのような中、不易流行を見極め心の拠り所としての、市民のコミュニティ参加、形成への協働としての在り方として不可欠である。

【寝屋川市立校園PTA協議会】

団体設立年	1951年(昭和26年)	活動者数	約32,000人	所属団体数	40校園
主な活動場所	各学校（中学校単位）（小学校24/中学校12/幼稚園4）				

◆ 活動内容等

- ・バレーボール親善交流会
- ・コーラス発表会
- ・ドッジボール親善交流会
- ・PTA大会
- ・各種委員会、行事
- ・年3回各校PTAが集まる会議を開催し、各校での取組等の情報共有等を図っている。各校PTAの活動が円滑に行えるようサポートしていきたい。

◆ 活動する上での課題について

- ・各々の校園の集合体なので、各々の特色や活動に対する認識等の温度差がある。
- ・様々なイベント、活動等での動員が難しくなってきてる。各校園での取組については、積極的であっても、協議会全体となると、枠組みが大きくなり、協力を得にくい。
- ・役員は1～2年で交代している。センター制度を設け、経験者や前会長、副会長からアドバイスを貰えるようにしている。
- ・PTAと地域のつながりがより一層重要となっている。

◆ 今後の活動の方向について

- ・各単位PTAの活動を円滑に行っていく。
- ・児童、生徒の健全な育成を図る。
- ・PTAがハーフマラソンのボランティアスタッフとして参加するなど、地域の様々な活動と関わりをもっていきたい。
- ・PTAが地域とつながることや社会教育の入り口となりうる場であることを踏まえて、地域を知る、地域の人と気心を知り合うなどいろいろな経験をする場となるとよい。
- ・市PTAホームページを活用し各校区のPTA活動を会員をはじめ多くの方に広く知ってもらうため、そしてPTA関連の情報などを会員の皆様と共有できる場として運営していく。
- ・子ども委員会については、「子どもたちと地域をつなぐ架橋に！」をモットーに「貸出しグッズ」の貸出しをしています。貸出しグッズの申し込みが市PTAホームページから可能などで各地域活動やPTA活動など幅広い範囲でスムーズに利用する事ができます。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・各単位PTAの事情や状況等をきめ細かく反映する。
- ・さまざまな活動を展開できるように、市によるサポートをお願いしたい。
- ・動員数については、地域の人口など地域性を配慮してもらいたい。

【寝屋川市青少年指導員会】

団体設立年	1956年(昭和31年)	活動者数	120人	所属団体数	1団体(12校区)
主な活動場所	寝屋川市内各中学校区				

◆ 活動内容等

- ・青少年の良き相談相手になる。
- ・地域青少年の指導育成を行う。
- ・青少年育成団体と連携協調を図り、青少年健全育成行事に参加する。
- ・青少年のよりよい社会環境作りのための推進役となることに努める。
- ・夜のパトロール、オアシス活動などを行っている。
- ・PTAと活動の連携を図っている。

◆ 活動する上での課題について

- ・青少年指導員の安全のために指導員一人だけで子どもへの声かけはしないようにしております、直接、青少年に接する機会がほとんどない。
- ・以前の青少年のグループは学区ごとの比較的小さなグループであったが、メール等の様々なツールにより、青少年のグループ間での情報共有が進んでいる。また、グループの大規模化が進んでおり、接し方が難しくなっている。これまでの活動を踏まえて、時代に合った取り組みをしていく必要がある。
- ・青少年指導員の立場は「いつでも青少年の話を聞く」という待ちのスタンスである。しかし、具体的に何をするのか、活動のアイデンティティがどこにあるのか、その存在意義を示すことが難しくなっているように感じる。地域協働の取り組みが進む中で、青少年指導員がどのような役割を担っていくのか考えていくことが必要である。

◆ 今後の活動の方向について

- ・今よりも高いレベルの知識を身につけ、青少年の健全育成を図る活動をしていきたい。
- ・カウンセリング、メンタルヘルスなどをテーマに研修会を実施している。青少年指導員のみの参加となっているが、関心のある人が参加できるようにしてもらいたい。
- ・担任教諭、強化担当教諭など子供たちと直接かかわることの多い教員と地域の子どもの様子について情報共有や意見交換ができるだろうか。青少年指導員が学校と係ることで何かできないかと思う。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・各地域の小学校及び中学校の教員との連携を図る。
- ・多忙な教員と子どもが今よりもコミュニケーションをとれる環境をつくることで、状況が改善することも多くあると思う。
- ・PTAとの協力を今後も図っていくとともに、他団体との連携もしていきたい。

【特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟】

団体設立年	1959年(昭和34年)	活動者数	約7,230人	所属団体数	25団体
主な活動場所	市民体育館、市民グラウンド、淀川河川グランド等				

◆ 活動内容等

(設立経緯)

- ・体育連盟が母体となった法人であり、平成18年にNPO法人化し、平成20年から市民体育館等の指定管理を受けている。

(活動内容)

- ・スポーツ大会の運営及び大会への選手派遣
- ・スポーツ振興事業
- ・スポーツ施設管理運営事業
- ・スポーツ情報提供事業
- ・他機関との参画事業

◆ 活動する上での課題について

- ・市の協力を得て市民体育館、淀川河川グランド等の施設確保に努めているが、活動に比してスポーツ施設が不足しており、会場の確保が課題である。
- ・本連盟は各団体の会費収入等で連盟の運営および事業運営を行っている。それらの充実を図っていくことが重要であるが、収入等資金面が安定しておらず、運営資金の向上的な確保が課題である。
- ・大会に多くの方が参加できるように、大会参加費を低く設定している。そのため、必要経費等も増え、大会の運営が難しくなっている。また、物価の上昇等により、必要経費が増えている現状がある。
- ・本連盟の役員はボランティアであり時間的余裕のある高齢者が中心なので、何年も同じ人が役員を担っており、メンバーが疲弊している。次世代へのスムーズな移行が課題である。
- ・団体や競技によって差はあるが、少子高齢化や余暇活動の多様化等により、スポーツ人口は減少傾向にある。高齢者の健康増進のためのスポーツ人口の増加、青少年のスポーツ離れを引き止め、またいかに増加させるかということが課題である。行政や学校等との連携を強化して活動を広げていきたい。
- ・様々な活動を活性化する上で、指導者の育成、確保が課題である。

◆ 今後の活動の方向について

- ・スポーツ振興連盟は、加盟団体の相互協力により個々の団体が充実、発展することを第一の目的としている。加盟団体は、競技スポーツ、レクリエーションスポーツ等様々なスポーツ形態で活動している。それらを活性化するためには、さらなる組織の充実及び指導者の育成が必要であり、その充実に向けて活動を強めていきたいと思っている。
- ・様々なスポーツの推進等にも連盟として援助していくため、市民のニーズに応じた教室の創設、充実に努めていきたい。
- ・競技によっては個々に活動している団体もあるが、スポーツ振興に向けて関係団体で一つの組織を作っていくことが大切である。これまでも組織の名称からその役割を進めてきた。今後も各団体が協力し、市のスポーツ振興を推進していきたい。
- ・スポーツ振興連盟は、市の主催される行事、イベントに協力している。今後も市と協力、連携し、市及びスポーツの発展に寄与していきたい。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・様々な課題があるが、その活動の継続や発展のためには、連盟だけでは達成できない。行政施設や民間施設等の場所の確保、資金面の援助、また、市が有している指導者等の人材派遣等の支援が不可欠である。
- ・場所の確保について、新たな施設の新設が切に望まれる。
- ・他市との連携等も支援いただき、連盟の活動を幅広くし、連盟の活性化につながればと思っている。
- ・スポーツ振興に向け取り組みの企画やマネジメント等のアドバイスを大学等の専門家から継続的に受けられるような仕組みができるとよい。
- ・スポーツ充実のためにはスポーツを一体化して推進する組織、方針が必要である。従って、現在ある「寝屋川市社会教育推進計画」の課題を明確にして寝屋川市として今後どのようにスポーツを振興していくのかの方針を打ち出し、市、学校、市民がそれぞれ役割を明確にする中で、共に一体となって推進することが重要である。

【寝屋川市スポーツ推進委員会】

団体設立年	1962年(昭和37年)	活動者数	24人	所属団体数	
主な活動場所	市内全域				

◆ 活動内容等

(設立経緯)

- ・市の非常勤職員の位置づけであり、65歳定年制（委嘱時）となっている。
- ・市教育委員会から2年毎に委嘱している。
- ・市スポーツインストラクター養成講習会を全て受講した者、又は、それに代わるスポーツ指導者資格の有資格者で構成している。

(活動内容)

- ・市民ウォーキング（春・秋各1回）
- ・定例会（月1回）
- ・寝屋川ハーフマラソン
- ・エンジョイフェスタ in ねやがわ
- ・市民体育館まつり
- ・寝屋川まつり
- ・他団体等からの要請（指導も含めて）
- ・ニュースポーツの普及（カローリング）
- ・関連団体研修会の参加（全国・近畿・府・北河内）

◆ 活動する上での課題について

- ・現在登録人数が24人と大幅に減っている。
- ・スポーツイベント等への参加が増えており、厳しい状況である。
- ・他団体との連携がなかなか進んでいない。
- ・スポーツ施設の予約が難しい。

◆ 今後の活動の方向について

- ・年間計画を年度初めに確定し、施設を確保していく。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により外出する機会が減り、基礎体力が落ちているので、SNS等を利用し、自宅でもできる体力作りの動画等を配信する。
- ・寝屋川市が包括連携を締結している大学と交流を図り、若者の意見を積極的に取り入れる。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、事業の運営が非常に難しい状況であるが、検証を重ね、運営方法を工夫しながら事業を継続していく。
- ・他団体との協働事業の検討。

【寝屋川市家庭教育支援連絡会】

団体設立年	2003年(平成15年)	活動者数	—	所属団体数	—
主な活動場所	—				

◆ 活動内容等

(設立経緯)

- ・平成14年度より全庁あけて家庭教育推進（子育て支援）に向けた3年間の推進計画が実施され、家庭教育の推進支援を行っていくため、平成15年2月に連絡会が設置された。
- ・社会教育員、民生委員児童委員、市立校園P T A、小学校長、幼稚園長、保育所長、こどもセンター・子育て支援センター、こどもを守る課（こども相談）、家庭教育支援者等から構成している。

(活動内容)

- ・平成17年に「寝屋川市家庭教育推進指針」を策定し、これに基づき、家庭教育を推進している。
- ・教育委員会と保健福祉部局の垣根を越えて、各関係機関と連携し、家庭教育を推進している。
- ・家庭教育に関する情報収集、支援策及び支援について意見交換を行う。

◆ 活動する上での課題について

- ・学校や地域と連携し、保護者のニーズに合った様々な学習機会の場として、家庭教育学級、大人のC A P等の家庭教育支援につながる講座を実施し、参加者も年々増加しているが、講座に不参加の方で支援が必要な方に、どのように学習機会の場を提供していくのか課題がある。
- ・市が取り組んでいる家庭教育支援施策について、積極的に周知する必要がある。
- ・家庭教育ソーター等の地域の人材が不足している。
- ・課題を抱える家庭に寄り添う家庭教育ソーターの資質向上が急務である。

◆ 今後の活動の方向について

- ・家庭教育支援連絡会の設置目的に基づき、関係機関の情報や意見を交え検討することで、市民ニーズを踏まえた事業を実施していく。
- ・「地域の子どもは地域で育てる」を目標に学校・家庭・地域が連携して、子育てに不安や悩みを抱える保護者が、自信を持って子育てをし、また、子どもが自己肯定感を持って健やかに成長するよう支援することで、家庭の教育力の向上を図る。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・国や大阪府のモデル事業として、効果的で安定的な事業運営につなげていくため、継続した支援をお願いしたい。
- ・従来の縦割り行政ではなく、教育委員会と保健福祉部局で連携し、学校・家庭・地域の相互の連携・協力体制の強化を図り、更に子育て支援団体等とも協働できるよう、継続した取組が必要だと思う。

寝屋川市社会教育推進計画（案）

基本理念

『人とのつながりを育む
学びのための環境づくり』

この計画について

■ 計画策定の趣旨

- 寝屋川市では、社会教育によって市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学べる環境の充実を図り、市民一人一人が地域コミュニティづくりへの意識やくらしの質を高め、地域で生き生きと楽しく暮らしていくことを目指します。
- この計画は、そのための社会教育施策の方向性を示し、具体的な進捗を図るためのものです。

■ 計画の位置づけ・期間

- 上位計画：「第六次寝屋川市総合計画（令和3年3月策定）」
- 計画期間：令和3年度から令和9年度までの7年とします。

計画理念と施策体系

■ 計画理念

- 「人とのつながりを育む 学びのための環境づくり」を基本理念に、市民が学んだ成果を地域に還元し、地域コミュニティの活性化を推進します。
- 行政、社会教育関係団体、地域との連携・協働による地域コミュニティの形成を軸として、4つの柱で市民の心を豊かにする取組を展開します。

■ 施策体系

- 「あらたな地域コミュニティの環境づくり」「生涯学習活動による学びのための環境づくり」「文化に愛着をもたらす環境づくり」「心身を育むための環境づくり」の4つの柱で取組を推進します。

～『人とのつながりを育む 学びのための環境づくり』に向けた4つの柱の今後の取組の方向～

(1) あらたな地域コミュニティの環境づくり

1 地域教育の活性化

- ①【地域ネットワークづくり】
 - PTA等の関係団体の活性化と効果的な情報発信の提供
 - 地域人材確保及び活動活性化策の検討
 - 地域教育協議会事業と学校支援本部事業の事業統合の推進
 - 地域協働協議会との連携を視野に入れた地域ネットワークの構築
- ②【子どもを育てる地域づくり】
 - 地域・学校・家庭が連携した、子どもの安全・安心な環境整備
 - 放課後の安全・安心な子どもの居場所の確保
- ③【家庭教育力づくり】
 - 市民ニーズに応じた家庭教育に関する学習機会の提供
 - 家庭教育支援連絡会の更なる機能向上
 - 家庭教育サポーターの更なる資質の向上と支援体制の強化
 - 家庭教育サポートチーム派遣事業の充実と家庭教育力向上事業への参加促進及び連携強化の推進

2 青少年の健全育成

- ①【青少年リーダーづくり】
 - 青少年向け事業の周知活動の充実
 - 青少年センター機能の構築
 - 青少年の居場所のスタッフの人材育成、運営体制の充実
 - 青少年リーダーズ組織全体のスキルアップ
- ②【青少年健全育成団体との体制づくり】
 - 青少年指導員の組織力の強化と自主事業等の充実
 - 青少年健全育成団体との連携や支援の検討
 - 地域協働協議会と地域教育協議会の連携協力体制による事業展開の推進

(2) 生涯学習活動による学びのための環境づくり

1 学習活動の充実

- ①【学習活動のための環境づくり】
 - ホームページの充実、市公式アプリ等様々なメディアを活用した施設の周知と利用促進の検討
 - 利用者ニーズを踏まえた学習活動の場の提供
 - 施設の老朽化対策の推進
 - 新たな生涯学習施設の再構築について検討
- ②【学習機会を充実する体制づくり】
 - 日本語よみかき学級指導者のスキルアップの向上
 - ホームページの充実、SNSの活用推進
 - 企業や大学と連携した情報提供や学習機会の構築
 - 新たな「まちのせんせい」の人材発掘と活用方策の検討

2 読書環境の充実

- ①【読書活動のための環境づくり】
 - 総合図書館機能をもつた図書館の開設
 - 施設・設備の老朽化対策の推進
 - 配送サービス事業の充実等、質の高い図書館サービスの提供
 - ICTを活用した図書館機能の充実
- ②【読書活動の推進】
 - 普及イベントによる読書活動の推進
 - 蔵書の充実、電子図書等の導入推進
 - 歴史的資料・郷土行政資料の収集・管理するシステムや人的体制の整備
 - 拡大蔵書器・大型活字本・外国語資料等の提供
- ③【子ども読書活動の推進】
 - 団体貸出・移動図書館の巡回派遣の拡充
 - こども専用図書館の整備の検討
 - 「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定と取組の推進

(3) 文化に愛着をもたらす環境づくり

1 文化振興の推進

- ①【文化振興のための環境づくり】
 - アルカスホール、市民ギャラリーの文化振興拠点としての有効活用
 - 文化振興に関するポータルサイト等作成による情報発信の一元化と情報共有
 - 文化団体や個人文化芸術活動の促進を図るために多様な発表の場の提供
- ②【文化振興の機会を充実する体制づくり】
 - 新規参加者の獲得を目指した文化振興事業の推進
 - 「文化芸術月間」の定着を図り、多種多様な文化芸術に触れる機会の提供
 - 文化的底上げを図るための、指導者の技術力向上の取組の推進
 - 文化芸術活動団体を担う後継者として、若年層の活動の参加を促す仕組みづくり

2 文化財の保護・継承と活用

- 【文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり】
 - 埋蔵文化財資料館の周知並びに新たな文化財の収蔵施設の確保の検討
 - 国史跡高宮廐寺跡保存活用計画の策定、整備に向けての準備と市民が文化財に触れる機会を提供
 - 寝屋川市の魅力を発信するためのルートマップの更新
 - 生活文化、伝統文化、文化的景観などの地域文化資源の活用機会の充実

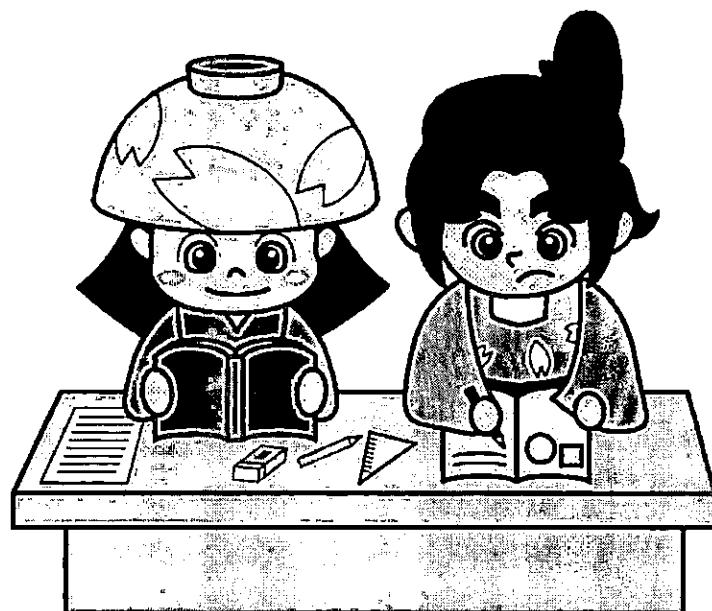
(4) 心身を育むための環境づくり

1 スポーツ活動の充実

- ①【生涯スポーツの推進】
 - 指導協力体制の充実
 - 介護予防や健康づくりのための新たなスポーツの検討
 - 市民ニーズにあったスポーツ事業の企画や運営方法の検討
 - 野外活動センターにおけるスポーツ・レクリエーション活動の充実
 - スポーツリーダーズバンク制度の周知及び利用者とのマッチングの方策の検討
- ②【競技スポーツの振興】
 - 選手の競技力向上に向け、高いスポーツ技術に触れられる機会や大学等の専門家から継続的に指導を受けられる仕組みの検討
 - 競技力向上を目的とした種目別講習会の充実
 - 障害者スポーツの支援方策の検討

2 スポーツ活動のための環境づくり

- ①【施設の整備・充実】
 - 利用者ニーズにあつたスポーツ施設の運営
 - スポーツ事故を防止するための知識や理念の普及啓発の推進
 - 夜間照明設備のLED化を検討
 - 大学、民間事業者が所有する体育施設の市民利用に向けた検討
- ②【スポーツ団体との体制づくり】
 - 各種スポーツ団体、医療機関、学校、大学、民間企業等の連携強化
 - スポーツ団体等との情報の共有、意見交換が図れるような環境づくり
 - 新たなスポーツ団体の加入促進及び各種スポーツ団体における後継者育成の取組の推進



発行日 令和3年4月

発 行 寝屋川市教育委員会

大阪府寝屋川市本町1番1号

TEL 072-813-0076